

庄内町建設工事等ウィークリースタンス行動方針

1. 背景

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の確保や育成が受発注者共通の責務となっている。

また、「働き方改革関連法」が施行され、建設コンサルタント業務（測量、地質調査、設計等）では平成31年4月から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されており、建設工事については5年の猶予（経過措置）を経て令和6年4月から適用されることから、長時間労働の抑制は受発注者が共に取り組むべき課題となっている。

2. 目的

ウィークリースタンスとは、受発注者間相互の1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行することであり、このことにより、成果の品質を確保するとともに、ワークライフバランスを推進し、担い手の育成及び確保を図ることを目的とする。

3. 対象

庄内町が発注するすべての建設工事及び建設コンサルタント業務を対象とする。
ただし、災害復旧等の緊急を要するものは除く。

4. 取組み内容

初回打ち合わせにおいて受発注者相互で確認、調整のうえ、次に掲げる項目について積極的に取り組むものとする。

(1) 昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。

【受注者の移動時間が勤務時間外にならないように配慮】

(2) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。

【休日作業が発生するような依頼はNG】

(3) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。

(4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(5) 定時間際や定時後に依頼をしない。

(6) ワンデーレスポンスの対応を徹底する。

【現場を待たせない。その日のうちに回答。できない場合は回答時期を伝達】

(7) 工程に影響する条件等を受発注者間で確認、共有する。

(8) 上記項目以外で、受発注者間で確認し決定した業務環境改善に関わる取組み

5. その他

発注担当課は、別紙の記載例を参考に、本方針の対象工事等である旨を特記仕様書に記載する。

6. 適用期日

この行動方針は、令和5年9月1日以降に施行伺を起案する建設工事及び建設コンサルタント業務から適用する。

別紙

【特記仕様書記載例】

第〇条 ウィークリースタンスの実施

本工事は、ウィークリースタンスの対象であるため、「庄内町建設工事等ウィークリースタンス行動方針」に基づき、受発注者間相互に協力し、取組むものとする。